

## 取得できる免許状及びスケジュール等

### (1) 本学で取得できる教育職員免許状

本学学部で取得できる教員免許状の種類と教科は次のとおりです。

学科及び専攻		免許状の種類	免許教科
美術科	日本画	中学校教諭1種免許状	美術
	油画	高等学校教諭1種免許状	美術
	彫刻		
	芸術学		
デザイン科	視覚デザイン	中学校教諭1種免許状	美術
	製品デザイン	高等学校教諭1種免許状	美術
	環境デザイン		
工芸科		中学校教諭1種免許状	美術
		高等学校教諭1種免許状	美術
		高等学校教諭1種免許状	工芸

### (2) 教職課程のスケジュール

4年間の教職課程のおおよそのスケジュールは次のとおりです。

#### ●1年次

- 4月 教職課程ガイダンス  
教職課程履修届、介護等体験申込書を提出する。  
介護体験費用を徴収する。
- 5月 介護等体験事前指導  
社会福祉施設の現場で働く職員を講師として招聘する。
- 6月～3月 介護等体験（社会福祉施設）  
県内の社会福祉施設で5日間（月～金）の体験を行う。  
体験終了後、介護等体験証明書を提出する。
- 2月～3月 教職課程履修者面談  
教職課程履修者と教員の面談を行う。  
履修カルテにより学修成果を確認し、指導や助言を受ける。

#### ●2年次

- 4月 介護等体験ガイダンス  
介護等体験申込書を提出する。
- 5月 介護等体験事前指導  
特別支援教育に携わる教員を講師として招聘する。
- 6月～3月 介護等体験（特別支援学校）  
県内の特別支援学校で2日間（曜日不定）の体験を行う。  
体験終了後、介護等体験証明書を提出する。

2月～3月 教職課程履修者面談  
教職課程履修者と教員の面談を行う。  
履修カルテにより学修成果を確認し、指導や助言を受ける。

● 3年次

4月 教育実習ガイダンス  
実習校を確保するための手続きを説明する。  
教育実習希望者調査票を提出する。

5月～8月 教育実習受入依頼  
教育実習希望者は、大学で用意した書類を持って各自の実習希望校を直接訪問し、受入の内諾を得る。(実習校や実習地によって手続が異なる場合があるので、あらかじめよく確かめること。)

2月～3月 教職課程履修者面談  
教職課程履修者と教員の面談を行う。  
履修カルテにより学修成果を確認し、指導や助言を受ける。

● 4年次

4月 教育実習ガイダンス  
教育実習生調査書を提出する。  
教育実習事前指導  
現職の教員等を講師として招聘する。

5月～10月 教育実習  
各自の実習校で2週間～4週間の実習を行う。  
実習終了後、教育実習手帳を提出する。

7月 教育実習事後指導  
現職の教員等を講師として招聘する。

10月 教員免許状一括申請説明会  
教員免許状申請書類を提出する。

3月 教員免許状の発行手数料の徴収  
教員免許状の授与  
卒業式に交付する。

(3) 教職課程の履修方法

①教職課程登録届の提出

教職課程の履修を希望する場合は、1年次の最初に行う教職課程ガイダンスに出席し、履修科目届出期間に「教職課程登録届」を提出してください。

②教職科目の履修

教員免許状を取得するためには、教科及び教科の指導法に関する科目や教育の基礎的理解に関する科目等、さらに文部科学省令で定める科目からなります。教職課程履修希望者は、履修科目届出表を提出する際に、卒業に必要な科目だけではなく、教科の指導法や教育の基礎的理解に関する科目等についても届け出なければなりません。

履修すべき科目等については、入学時に渡される『学生便覧』を見てください。入学年度によって変わることがありますので、必ず自分の入学年次の『学生便覧』を見てください。

#### (4) 介護等体験

中学校の教育職員免許状の取得を希望する人は、介護等体験の必要があります。介護等体験の希望者は、1年次、2年次の4月に行われる介護等体験ガイダンスに必ず出席し、介護等体験申込書を期限までに提出してください。1年次の社会福祉施設で行われる介護等体験については、体験費用を徴収します。

また、1年次、2年次ともに、介護等体験に先立ち、福祉の現場に携わる方を講師として招聘し、介護等体験事前指導を実施しています。

介護等体験の日程は、事務局で調整を行い、決まり次第掲示板に掲示します。各施設ないし学校における実施要項を配付するので、事務局に取りに来てください。いったん決まった日程は、原則として変更することはできません。日程に支障が生じた場合は、その年度での介護等体験を辞退し、次年度以降に実施することとなります。

介護等体験中は、社会福祉施設及び特別支援学校の規則を遵守し、体験先に迷惑をかけることのないように注意してください。遅刻や無断欠席は厳禁です。

介護等体験終了後、介護等体験証明書が社会福祉施設及び特別支援学校から発行されます。証明書は体験終了後すみやかに大学へ提出してください。証明書は、教員免許状一括申請の際の提出書類となるので、紛失したり書き損じることのないよう、慎重に取り扱ってください。

#### (5) 教育実習

本学では、教育実習を4年次の5月～6月（実習校によっては9月～10月ごろ）に実施しています。実習期間は、中学校教諭と高等学校教諭の免許の取得を希望する場合は4週間（4年次に教育実習Ⅰ及びⅡを履修、合計4単位）、高等学校教諭の免許のみの取得を希望する場合は2週間（4年次に教育実習Ⅰのみを履修、2単位）です。

教育実習の希望者は、3年次の4月に行われる教育実習ガイダンスに必ず出席し、実習校を確保するための手続きを確認してください。実習希望者は、夏季休業期間等を利用して、希望校を直接訪問し、教育実習の受入れを依頼し、受入れの内諾を得る必要があります。

教育実習を実施するためには、教科の指導法及び教育の基礎的理解に関する科目等のうち、実習前要履修済科目の単位を全て修得しておかなければなりません。必要単位の修得に全力を挙げてください。

4年次の4月に教育実習事前指導及び教育実習ガイダンスを行います。

教育実習事前指導は、「教育実習事前事後指導」という授業科目（1単位）の一部であり、欠席した場合は単位を認定しないので、必ず出席してください。

また、教育実習ガイダンスでは、教育実習手帳などを配付し、教育実習にかかる経費などを伝えますので、期限までに納入してください。

教育実習中は、実習校の一員として責任のある言動が求められます。遅刻や無断欠席

は厳禁です。教育実習への専念が必要となるため、教育実習期間中に作品制作や就職活動を行う余裕はありません。

教育実習終了後、教育実習事後指導を行います。これも「教育実習事前事後指導」という授業科目（1単位）の一部ですので、必ず出席してください。

教育実習手帳は、成績評価の対象となるので、教育実習終了後速やかに事務局へ提出してください。

#### (6) 教員免許状一括申請

教職課程の単位を全て修得した者に対し、卒業時に教員免許状が授与されます。教員免許状を取得するためには、授与権者である都道府県の教育委員会に免許状授与の申請を行わなければなりません。本学では、教職課程修了予定者の申請書類をとりまとめの上、石川県教育委員会に一括申請を行っています。例年10月に、教職課程修了予定の4年次生及び修士2年次生を対象とした教員免許状一括申請説明会を実施するので、免許状取得希望者は掲示板で日程を確認し、必ず出席してください。この説明会に出席できなかった場合は、個人申請となり、卒業後に自分で教育委員会に申請することになります。申請には発行手数料が必要です。

#### (7) 教職課程の辞退

途中でやむを得ず教職課程を辞退する場合は、すみやかに事務局へ申し出て、教職課程辞退届を提出してください。